

# 会計基準グローバル化の減速と日本の対応

石川 雅之

## I はじめに

2002年にIASBとFASBがIFRSと米国会計基準とのコンバージェンスに取り組むことを正式に公表したノーワーク合意<sup>1</sup>からすでに10年以上経過している。この10年で両基準の間の大きな差異はなくなったことは間違いない。また、ASBJがIASBと現在のIFRSと日本基準の差異をなくすよう合意したいわゆる東京合意からも、すでに6年が経過し、両基準の間の大きな差異もなくなった。もちろん両基準がほぼ同じになったというわけではないが、大きな差異がなくなったという点では、コンバージェンスプログラムという会計基準グローバル化の動きは最終段階にきているといえるのかもしれない。だが、ここへきて会計基準グローバル化の動きは足踏みしているように感じられる。

世界的な観点からみた場合、IFRS採用が国際的潮流となった今日では、多くの関係者はIASBの公開草案や今後のプログラムに関心はあるものの、IASBに対して何らかの提言をすることは決して多くはなくなった。そのような中、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(Institute of Chartered Accounting in England and Wales: ICAEW)は2012年12月にIASBに対する提言を盛り込んだ「IFRSの将来」と題する報告書を公表した<sup>2</sup>。報告書の基本的立場はIFRSを支持するものであるが、現在の一連のIFRSは完璧というにはほど遠く、ある面では複雑すぎるし、あるものは米国とのコンバージェンスを急ぐあまり妥協の産物となっていると評価し、米国会計基準とのコンバージェンスを続けてもこれ以上進展することはないという考え方を表している。

「IFRSの将来」では、IFRSが地球全体に浸透しつつあるとしながらも、すべてがバラ色ではなく、金融資産やリースなどの主要なコンバージェンス・プロジェクトが行き詰って、会計基準グローバル化の勢いは失われ、米国や日本など経済大国がIFRS導入を躊躇しているとする。そして、もはやコンバージェンス・プロジェクトをだらだらと続ける意義はなく、数年ではなく数か月のうちに終了すべきであるとしている。

「IFRSの将来」が指摘するように、IFRSと米国会計基準とのコンバージェンスを続けてもこれ以上進展することはあまり期待できないのかもしれない。もちろん、IASBもFASBも現在進行中のアジェンダを粛々と進めていくことは間違いない。だがそれでも米国はIFRSの採用に踏み切るとは思われない。

「IFRSの将来」は、IASBは米国と緊密な関係を保ち続けなければならないとしながらも、

米国の基準と調和するように提案された修正案や既存の規定は、IFRSの財務報告にとって著しい改善となるものでない限り正当化されるものではないとして、米国基準との妥協を戒め、今や、IASBは正式にIFRSを採用している100を超える地域のニーズに耳を傾け、最終的なIFRSのフルアドプションに向けて自国基準をIFRSに近づけようとしている国々を支援すべきときに来ていると主張する。

一方、日本は米国がIFRS採用の決定を先延ばししたのをみて、IFRSの採用決定を延期するとともに、やめる予定としていたSEC基準の容認を継続することとした。IFRSを採用する日本企業はわずかでしかなく、SEC基準を採用する企業のほうがまだ多いという状態である。ところが、2013年に入り、日本ではIFRS使用企業を急増させる手段をとることとなった。IFRSが優れているからとか、グローバル化を進めたいからとかいう理由ではない。単に、IFRS財団のポストを維持するためである。

それでよいのだろうかというのがここでの疑問である。IFRSの真のグローバル化は日米両国が先延ばしする結果となっている。会計基準グローバル化の動きは減速しているといえるが、日本はどのように対処すべきなのであろうか。IFRS財団と米国の動向を踏まえながら検討してみたい。

## II IFRS財団の近年の動向

当然のことではあるが、IFRS財団は座したまま、グローバル基準の地位が固まるのを待っていたわけではない。IFRSの採用を表明していない国に対し、ときには歩み寄りをみせ、ときにはゆさぶりをかけてきた。

IFRS財団の使命は、自ら述べているように「明確に規定された原則の下で、高品質で、理解可能、かつ法による執行可能な国際的に認められた報告基準の単一のセットを開発すること」であり、それ以上でもそれ以下でもない。さまざまなルートを通じて多くの企業や組織から資金を集めているという点で、その使命を果たす義務を負ってはいる。では、IFRS財団はIFRSを世界中に広める義務まで負っているのであろうか。よい会計基準を開発すれば、誰もが利用できるから、IFRSを受け入れていない地域に対して、IFRSを受け入れさせるような活動を殊更に行う必要はないのかもしれない。とはいえ、IFRSによる財務報告が世界中の市場で受け入れられるのでなれば、IFRSの存在意義が問われることになるので、IFRS財団はIFRSを世界中に広める義務も負っていると解すべきであろう。

そうであるならば、世界経済にとって大きなウェイトを占める国がIFRSによる財務報告を基本としていないということなどあってはならないことなのかもしれない。そうであるからこそ、IFRS財団はFASBとのコンバージェンスを重要視してきたし、日本にもアプローチしてきたわけである。

2005年のEUにおけるIFRSの強制適用を機に、IFRSは有力な世界的会計基準となったのであるが、IASBは当初、いわゆるノーウォーク合意に基づき、もう一つの有力な世界的会計基

準を擁する米国とのコンバージェンスに力を入れていた。当然の流れとして、いずれは米国も IFRS を強制適用するとみられていた。また、同時に多くの国が次々と IFRS の採用を表明していき、短期間のうち IFRS はグローバルスタンダードの地位にのし上がったのであった。

IFRS 財団は米国とのコンバージェンスだけでなく、IFRS に普及のためいくつかの手を打っている。その一つはサテライトオフィス<sup>3</sup> の設置である。サテライトオフィスの設置計画は 2008 年に議論が開始されたのであるが、その背景には欧州以外の地域における IFRS とのコンバージェンスの加速とアドプションに向けた相次ぐロードマップの公表があったという<sup>4</sup>。2008 年といえば、東京合意の翌年である。前年の 2007 年 8 月に、ASBJ と IASB は、主に日本の会計基準を改正し、2011 年 6 月 30 日までに日本基準と IFRS との主要な差異を解消することで合意している。したがって、アジア・オセアニアオフィスの設置計画は、必ずしも IFRS の採用を明確にしていない日本をターゲットとしたものであったとは考えにくい。

日本がアジア・オセアニアオフィスの誘致を表明した 2010 年 5 月の時点では、IFRS がやがて強制適用になるであろうという見方が支配的であった。前年の 6 月に金融庁が IFRS による財務諸表作成容認の方針を打ち出し、一定の要件を満たす企業に対し 2010 年 3 月期の年度から国際会計基準による連結財務諸表の作成を容認することとしていた。そして、2012 年を目途に IFRS の強制適用について判断するとし、強制適用を決定した場合には少なくとも 3 年の準備期間を用意し、早ければ 2015 年または 2016 年に強制適用を開始し、同時に、それまで認めていた米国基準による財務諸表の提出は 2016 年 3 月期をもって打ち切ることとしていた<sup>5</sup>。

だが、そのころすでに状況は変わり始めていた。その年の 2 月に、すでに IFRS の強制適用について言及していた米国 SEC は、IFRS 強制適用のスケジュールの見直しを示唆した<sup>6</sup>。米国が IFRS 強制適用の延期を表明すると、その流れは日本にも波及し、翌 2011 年 6 月には、当時の金融担当大臣が、IFRS の適用の方針について「少なくとも 2015 年 3 月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から 5～7 年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016 年 3 月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」との見解を表明したのであった<sup>7</sup>。

この発言により、日本での IFRS 導入議論は徐々に沈静化していったように思われる。アジア・オセアニアオフィスの設置が具体化したのはそのころであった。アジア・オセアニアオフィスの誘致には中国とシンガポールも名乗りを上げていたのであるが、2010 年 10 月にソウルで行われた IFRS 財団トラスティ会議において、IFRS 財団のアジア・オセアニアオフィスを東京に設置することが仮決定された。そして、翌 2011 年 2 月に東京で行われた IFRS 財団トラスティ会議で東京に開設することが正式に決定となった。

アジア・オセアニア地区における関係諸団体との関係強化を図るというサテライトオフィス設置の目的からすればどこでもよかったのかもしれないが、東京に開設したのには、日本に対する何らかのメッセージを含んだものであったとも推測しうる。もちろん、それはたんなる憶測にすぎないのであるが、この決定は日本の IFRS への取り組み方に影響を与えるものであると思う。IFRS 財団の戦略という点からみれば、IFRS は主にヨーロッパの基準というイメージ

を払拭するよい試みであるといえよう。

IFRS 財団が本格的に次の段階への手を打ったといえるのは、ガバナンス改革を始めたときかもしれない。2009年4月にIFRS財団は組織のアカウンタビリティを高めることを目的としてモニタリング・ボードを設置したが、このことは戦略的に大きな意味があったといえる。というのも、モニタリング・ボードのメンバーは、IOSCO 新興市場委員会議長、IOSCO 専門委員会議長、金融庁長官、EC 域内市場・サービス担当委員、米国 SEC 委員長という日米欧等の証券当局5名で構成されるものとしたからである。わずか5名のポストであるから、その責任は極めて重い。その数少ない委員を金融庁と SEC が務めている以上、日本も米国もグローバル基準としてIFRSを支援する、今まで以上に大きな責務を負うことになる。

モニタリング・ボードは、ガバナンス改革を2010年4月に開始したが、2010年7月には、IFRS財団見直しのためのワーキング・グループを設立し、モニタリング・ボードのメンバー構成を含めた、IFRS財団の全体的なガバナンスの構造に焦点を当てて検討を実施することとした。ワーキング・グループは金融庁の河野正道国際政策統括官を議長に、Ethiopia Tafara (SEC)、Pierre Delsaux (EC)、Steven Maijor (IOSCO 専門委員会)、Zarinah Anwar (IOSCO 新興市場委員会)によって構成されることとなった。

そして2012年2月にモニタリング・ボードは、同時期にIFRS財団の将来戦略の方向性の見直しについて検討していたIFRS財団評議員会と共同で、それぞれが実施していたIFRS財団のガバナンス改革と戦略見直しについての結論としてIFRS財団のガバナンス改革に関する最終報告書を公表した<sup>8</sup>。そして、それを踏まえ、2013年3月1日に、モニタリング・ボードのメンバーの適格要件およびその評価アプローチについて合意が形成されたことを発表した<sup>9</sup>。その中で、モニタリング・ボードのメンバーになるか、メンバーであり続けるためには、国内での「IFRSの使用」と「IFRS財団への資金拠出」が求められるとされたのである。後述するが、このことは日本にとって大きな影響をあたえることになる。というのも、日本はIFRSを使用していないと認められた場合には、モニタリング・ボードのメンバーの地位を失うことになるからである。

さらにIFRS財団が日本に影響を与える提案をしている。それは会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) の設置である。ASAFは2011年に行われたIFRS財団の評議員会による戦略レビューにおいて設置の検討が行われ、2012年11月にその創設が正式に提案されたものである<sup>10</sup>。その主な目的は、IASBに対して技術的な助言とフィードバックを提供することとされている。IFRS財団の報告書では、IFRS財団及びIASBは、国際的な基準設定プロセスの不可欠の一部として、各国の会計基準設定団体及び会計基準設定に関与する地域団体のネットワークのメンテナンスを促進すべきであるとし、それぞれの任務の範囲内での機能の遂行に加えて、各国の会計基準設定団体及び会計基準設定に関与する地域団体は、調査研究の実施、IASBの優先事項に関するガイダンスの提供、IASBのデュープロセスへの各法域からの利害関係者のインプットの促進、及び新たに生じている論点の識別を継続すべきであると述べている。(2.2)

一見すると、単に新たな諮問機関を創設するだけのようと思われるが、ASAF の創設は、今まで米国 FASB や日本の ASBJ など主に特定の二国間で行ってきた協議をやめ、新たな諮問機関に議論の場を移して、多国間の協議にすることを意味している。この背景には IASB と FASB が共同で進めている MOU プロジェクトのかなりの部分が近いうちに完成を迎えるということがあると思われるが、見方を変えれば、FASB および ASBJ を重視するこれまでの方針を転換するということでもある。

2013 年 2 月に IFRS 財団は ASAF のメンバーを募集し、3 月に IFRS 財団は ASAF のメンバーを公表した<sup>11</sup>。ASBJ も FASB も初代のメンバーとして選ばれたが、メンバーは 2 年後に見直される予定となっている。その時、IFRS を採用していない国がメンバーから外される可能性もなくはないであろう。

そして、2013 年 6 月には Web サイトに、主要 20 개국・地域（G20）のすべての法域とその他 46 の法域における、IFRSs および中小企業向け IFRS の適用状況について詳細にまとめた、66 の法域別のプロフィール・ページを開設した<sup>12</sup>。このページでは、IFRS の使用に関して、そのまま採用しているのか、変更を加えているのかといった IFRS を使用に関して特定の法域がどの程度進展しているのかが明らかにされている<sup>13</sup>。

さらに最近では、IOSCO と IFRS のグローバルな一貫した適用を推進する協定に合意したが<sup>14</sup>、見方によっては IFRS が唯一のグローバルな財務報告基準であることを世界的な機関を使ってアピールしているともとれるであろう<sup>15</sup>。

このように最近の IFRS 財団は、どこかで日米を意識しながらも、日米を特別扱いする必要はないという姿勢に転換したようにもみられるようになっている。

### Ⅲ 米国の姿勢は IFRS 適用の先延ばし

米国において IFRS による財務報告が受け入れられることとなったのは、2007 年のことであった。2007 年 7 月、SEC は IASB が公表する IFRS に完全に準拠している場合、米国会計基準への調整表作成を不要とする規則改正案を公表したのである。そして、12 月には最終規則を公表し、米国での IFRS 受入れが実現することとなった<sup>16</sup>。

2008 年 11 月には、SEC は米国企業に対する IFRS の強制適用に関するロードマップを公表した<sup>17</sup>。そこでは、米国国内の登録企業に対して IFRS を強制適用するかどうかについて、一定の判断基準に照らして 2011 年に最終決定するということと、IFRS の強制適用を最終的に決定した場合には、2014 年から段階的に適用するということが、さらに一定の要件を満たしている企業については 2009 年 12 月 15 日以降の会計期間から任意適用を前倒して認めるということを示していた。だが、SEC は 2010 年 2 月、IFRS 強制適用のスケジュールの見直しを示唆するとともに、2015 年までに任意適用を開始する可能性を残しつつも 2009 年 12 月 15 日以降に始まる会計期間についての任意適用については撤回する考えを示した<sup>18</sup>。その後 SEC は IFRS 適用の判断に向けたワークプランを策定し、IFRS の米国への取り込み方に関する具体的な検討

を開始することとし、2012年7月にSECはワークプランの最終報告を公表した<sup>19</sup>。だが、最終報告においてもIFRS適用の方針や方法、時期などについての最終的な結論を示さず<sup>20</sup>、IFRSはまだ改善の余地があるとした。

その後のFASBとIASBとの活動としては、予定どおりのコンバージェンスプログラムを進めてはいるが、特に大きな進展はない。2013年には新しいSEC委員長が就任したが、特に変わった点はないようだ。

FASBとIASBとの活動が活発であった時期のSEC委員長はIFRS積極論者として知られるChristopher Coxであった。Cox委員長は2009年まで務めたが、2009年1月に大統領が共和党のGeorge Bushから民主党のBarack Obamaに代わり、SECの委員長もCoxからMary Schapiroに交代した。Schapiro委員長は少なくとも積極的IFRS導入論者ではなかったといえる。

Schapiro委員長の任期は2013年までであったが、2012年の大統領選が終わったら退任するであろうというのが大方の見方であり、実際に12月14日付で辞任した。その後はElisse Walter SEC委員が暫定委員長に指名されたが、年が明けて、Mary Jo White元連邦検事が次期委員長に指名され、2013年4月に就任した。

White委員長は、2013年5月に行われた投資会社協会(Investment Company Institute: ICI)の会合で、「グローバル金融システムの規制」と題するスピーチを行い<sup>21</sup>、その中でごく簡単にIFRSにふれている。氏によれば、米国は2007年以降外国発行者にIFRSの使用を認めてきているだけでなく、グローバル会計基準の設定に参加している。米国はIFRSの設定に関してアクティブであるし、会計基準アドバイザリーフォーラムのメンバーでもある。この程度のことを述べてはいるが、それ以上の見解は示していない。

White委員長がIFRSをどのように考えているのかは知る由もないが、連邦地検の元検事正として米国の法令システムに精通していることから、曖昧さを残す現在のIFRSが米国のシステムに馴染むとは考えていないのではないだろうか。とすれば、少なくとも強制適用に関しては急がないであろうと推測できる。

SECは2012年7月のワークプラン最終報告以降、IFRSに関する公式な報告書等を公表していない。IFRSに関する米国の動向を知るには、関係機関の要人のスピーチから推測するしかないのかもしれない。

注目すべきスピーチとしては、2012年12月ワシントンで開催されたAICPAの年次カンファレンスで行われたSEC主任会計士Paul A. Beswickのスピーチと、FASB議長Leslie F. Seidmanのスピーチがある。

2012年12月3日、AICPAの年次カンファレンスでSECの主任会計士Paul A. BeswickがIFRSに言及し、IFRS組込みの検討は、SECにとって、1930年代に会計基準を作り上げるために民間部門に頼る決定をして以来、最も重要な会計に関する決定となるだろう、と述べるとともに、次のステップを決めるために仕事を続けているので待っていてほしいと述べている<sup>22</sup>。

その翌日にはFASB議長Leslie F. Seidmanがスピーチを行い、IFRSとの関連で次の3点を

指摘している<sup>23</sup>。第一に、米国では、明確で、あいまいなところのない会計基準を必要としている。米国市場は公開会社やと公開会社の監査人を厳しく規制しており、米国の財務諸表作成者は十分に明確な基準を必要としているし、監査人も意見表明のために明確な基準を必要としている。第二に、類似の事象・取引であれば各企業が同様な処理となるように厳格に解釈されかつ適用可能な基準でなければならない。解釈プロセスは透明な方法でなければならないが、それは会計から判断を取り除こうということではなく、原則が意味しているものとは異なる判断がなされないようにしなければならないということである。第三に、米国の利害関係者は頻繁に、基準公表後であっても、基準解釈の支援を必要としている。

そして、Seidman は、ときに米国のシステムが極端に詳細な規則に縛られていることを知ってもいるし、自身は詳細な規則集を擁護するわけではないが、長期的にみて米国のシステムは幅広い原則だけでは機能しえないと確信していると述べ、さらに IFRS を米国 GAAP に組み入れるか、組み入れるならどのように組み入れるのかについての決定は、SEC に任された米国の重要な社会政策問題であるということを描いている。

一方同じ日にスピーチを行った Hoogervorst IASB 議長は、IFRS を財務報告の世界言語として定着させてきたが、メキシコとカナダの間にまだ IFRS にコミットしていない国があると、切り出し、新しく提案された会計基準アドバイザリーフォーラムの創設に関して FASB に重要なかわりをもってもらいたいことや、SEC が IFRS の採用を決心するのは容易な仕事でないことを理解していることを伝えつつ、IFRS はすでにグローバルなインパクトをもっており、米国の意思決定が遅れても IFRS の地位は揺るがないし、世界中が SEC が IFRS への道を描くことを期待しているとの認識を示した。そしてなお、米国のリーダーシップのない経済関連のいかなる基準や組織もないことから、米国と SEC のリーダーシップなしの IFRS は想像し難いと締めくくった<sup>24</sup>。

2013年9月には、FASB 議長 Russell G. Golden が、ニューヨークで開催された FASB の 40 周年会議でスピーチを行い、2013 年の残りとして 2014 年の FASB の最優先事項は、主要なコンバージェンス・プロジェクトを完了することであると発言している。この部分だけをとれば、FASB は IFRS の採用を急いでいるようにも思えるがそうではない。Golden は、FASB にとって第一なのは、財務報告の改善によって米国市場にベネフィットをもたらすことであり、米国の資本市場に貢献することによって世界に貢献すると述べ、コンバージェンス・プロジェクトをなるべく早く終了するよう努力するが、米国における財務報告の改善こそが大切であるとの認識を示している<sup>25</sup>。

これらの3つのスピーチから窺い知れることは、米国は現時点の IFRS を不十分と考え、今の段階では強制適用は考えていないが、絶対に受け入れないつもりではないと考えているのに対し、IASB は米国基準が今更グローバル基準として受け入れられることはありえないと確信しているものの、米国に相手にされなければ IFRS の価値が半減することを熟知して、米国に決断を促すことが必要だと考えているのではないかとということである。

おそらく米国でもいずれ IFRS が採用されるであろうと考えている人々は少なくないのでは

ないだろうか。だが、米国はIFRSが米国市場に利益をもたらすものとならない限りIFRSの採用を決定しないという意思と現時点でのIFRSは米国市場に寄与するものではないとの判断の上に、IFRSの採用は時期尚早と考えているように思える。

#### IV 明確なビジョンを欠いた日本の対応

2010年2月、SECが2009年12月15日以降に始まる会計期間について米国企業に認めるとしていたIFRSの任意適用を撤回してIFRS適用の意思決定を延期する考えを示して以来、日本でもIFRSの受け入れに対して消極的な意見が目立つようになってきた。そして、2011年6月21日、閣議終了後の記者会見で自見庄三郎金融担当大臣が、IFRSの適用の方針について「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5～7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする<sup>26)</sup>」との見解を表明してからは、IFRS採用延期論が力強さを増したように思われる。そして、6月30日に行われた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議には自見大臣自らが出席し、冒頭で「そもそもIFRSの強制適用の決定が行われていないにもかかわらず、適切な準備期間の精査もなされず、あたかも強制適用は当然の前提であるかのような状況を生じているとすれば、そのことが問題<sup>27)</sup>」であると発言した。また、この会議では、IFRS反対派と目される経営者などを「臨時委員」として一気に10人増員し、反IFRSの方向性の議論が行われた。

それ以降日本でのIFRS導入論は下火になっているが、その一方で、アジア・オセアニアオフィスが東京に開設され、また、2012年のIFRS財団への拠出金で日本が米国を抜いて欧州連合(EU)政府に次ぐ資金拠出団体となるなど、日本の発言力が強まっているといえる。

実際、IFRS財団の各組織において日本は重要なポストを得ている。評議員会の定員は22名であるが、そのうち2名は日本人である。IASBの定員は16人であるが、1名は日本人であり、IFRS解釈指針委員会についても定員14人のうちの1人、IFRS助言会議は30名以上の委員と正式オブザーバー3組織で構成されるが(金融庁、米SEC、EC)委員2名に加えて金融庁が正式オブザーバーの1つとなっている。モニタリング・ボードは5組織の代表によって構成されるが金融庁長官がメンバーである。12年12月に開設されたIFRS財団アジア・オセアニアオフィスのオフィスディレクターも日本人である。さらに、2013年3月に公表された会計基準アドバイザー・フォーラムのメンバー12のうちの1つにASBJが選ばれている。

IFRS財団の各組織において、これだけ重要なポストを得ているのは米国と日本だけである。これだけ優遇されているのは、米国でIFRSの導入機運がしぼんでいる中、さらに日本でも導入機運がしぼめば、IASBはIFRS推進が難しくなるため、どうしても日本をつなぎ留めたいからと考えざるをえない。

しかしながら、この優遇がいつまで続くのかは定かではない。2013年3月1日、IFRS財団モニタリング・ボードは、プレスリリースを公表し、モニタリング・ボードの暫定議長を務め



ていた金融庁の河野正道国際政策統括官を議長として選出するとともに、メンバー評価アプローチについて合意したことを伝えた<sup>28</sup>。そして、モニタリング・ボードのメンバー要件として該当する市場において IFRS が顕著に使用されていることとされたのである。

一方ではモニタリング・ボード議長に日本人を指名し、他方では IFRS が顕著に使用されていなければボードメンバーとして認めるわけにはいかないとしているのであるから、解釈のしよようによっては、ゆさぶりをかけられているともとれるであろう。

実際はどうなのか知る由もないが、このことによって、日本の IFRS を巡る状況に変化が起こった。モニタリング・ボードは5つしか席のない重要なポジションである。それを失わないためには、IFRS が顕著に使用されていなければならない。とはいえ、2010年3月31日以降に終了する事業年度から、国際的な財務活動又は事業活動を行う一定の上場企業の連結財務諸表に、IFRS を任意適用することが可能となっていたが、2013年3月末の時点で、IFRS 導入済みの会社はわずかに8社、導入予定の会社を併せても30社程度であった<sup>29</sup>。

モニタリング・ボードの席を失わないために、なんとしても IFRS 適用会社を増やしたい金融庁が考えだした策は主に2つある。その1つは IFRS 任意適用要件の緩和である。2013年6月に、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」<sup>30</sup>（以下「当面の方針」）では、IFRS の任意適用要件を緩和することにより、IFRS を任意適用する企業数が増加することが見込まれ、国際的にも、IFRS 策定への日本の発言力の確保等に資することになる、と述べられている。

連結財務諸表規則は、第1条の2で以下の要件を満たした会社を「特定会社」と定義し、IFRS の任意適用を認めている。

- イ 発行する株式が金融商品取引所に上場されていること
- ロ 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること
- ハ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備していること
- ニ 当該会社、親会社、その他の関係会社等が次の要件のいずれかを満たすこと
  - (1) 外国の法令に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること
  - (2) 外国金融商品市場の規則に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること
  - (3) 外国に連結子会社（資本金の額が20億円以上のものに限る）を有していること

これに対して、8月26日に金融庁が示した改正案はロだけを要件とするというものである<sup>31</sup>。金融庁によると、2013年5月時点で、IFRS を採用可能な企業は621社であるが、連結財務諸表規則の改正により4061社となる見込みということである。ただし、これはあくまで適用要件をクリアする会社の数にすぎない。

仮に適用要件をクリアする会社が増加したとしても、会社側が IFRS を適用しようとしなけ

れば意味はない。IFRSを適用したいとする日本企業は多くない。現在のIFRSには経営者からみて好ましくない部分があるからである。そこで、日本企業が適用しやすいように、IFRSの一部をカーブアウトした日本版IFRSをつくってしまおうというのがもう一つの策である。

「当面の方針」では日本版IFRSを「エンドースメントされたIFRS」とよんでいるが、日本版IFRSが登場すると、市場には選択可能な4つの基準が存在することになり、国際的に単一の高品質の会計基準を目指す動きに逆行することになる。この点については「当面の方針」は、「日本基準、米国基準、ピュアIFRS、エンドースメントされたIFRSという四つの基準が並存することに関して、制度として分かりにくく、利用者利便に反するという懸念があるとの指摘がある。この点については、IASBに対する意見発信やコンバージェンスに向けた取組み等、単一で高品質な国際的な会計基準がグローバルに適用される状況に向けての努力は継続されるべきであり、4基準の並存状態は、大きな収斂の流れの中での一つのステップと位置付けることが適切である」と述べている。だが、そもそもの目的が、利用数を増やすことによってモニタリング・ボードのポジションを確保することにあるのだから、大きな収斂の流れの中での一つのステップと位置付けるのは無理があるように思えてならない。

また、エンドースメントとはいうが、「カーブアウト」の項目が多いと、海外ではIFRSと見なされない恐れもある。日本版IFRSが適切な会計基準であるとするれば、純正IFRSの国内使用を認める必要があるのかという考え方もありうるであろうし、純正IFRSの使用を認めないとするくらいであれば、日本版IFRSを取りやめるほうが適切とも考えられる。

さらに、「当面の方針」は「米国の動向など国際情勢に不確実性が存在することを十分に勘案する必要がある」と述べているが、これは何を意味するのであろうか。米国の動向とは、米国がIFRS採用に関する意思決定を先延ばししていることと思われるが、日本の態度を独自に決めずに米国がどうするのかの様子見して決めようということであれば、それも情けなくはないだろうか。明確なビジョンを欠いたその場しのぎの行動は不利益をもたらすことになりはしないだろうか。

## V おわりに

多少誇張を交えているのであれば、客観的にみて、米国はIFRSをそのまま受け入れようなどという気はないのに対し、IASBは米国と決裂することなく世界基準としての地位を確固たるものとしようと考えている。もちろん米国はいかにして米国基準を世界化するのかを考えているかもしれない。ただし、米国の一番の関心はIFRSが米国の資本市場にとって役立つものかどうかという点にあるように思える。だが、現時点では米国はIFRSが財務報告基準として十分ではないと考えているのであり、健全な市場を維持するためには米国基準のほうが適切と考えているようである。他の国々は時代の流れとして財務報告基準の世界一本化は避けえないことであるとともに、経済的には合理的なものであるという判断のもとに、多少の難点があるとしても、IFRSを受け入れることが有用と考えているのであろう。

日本の場合には、財務報告基準4本化を是とするのであるから、そのような考え方とはいい難い。悪い方をすれば、日本は米国追随の日和見主義と一流国意識のもとに、米国がIFRSを強制適用しないかぎり、日本基準を残したいと考えているということになる。

今日の時点では、IFRS財団は日本との関係を大切にしているように思える。IFRS財団はIFRSの採用を促す意味でも、今は日本を優遇したほうがよいと考えて、日本に主要なポストを与えているのであろう。だが、米国がIFRSの採用を決め、そして日本もIFRSの採用を決めた場合には、日本に数少ないポストを割り当てることは必ずしも必要ではない。米国にはそれなりのポストを与えるとともにリーダーシップを発揮してもらわなければならないが、日本を同様に扱う必要はない。日本は世界第3位の経済大国ではあるが、だからといって日本を優遇しなければならない必然性はない。日本は米国並みの影響力をもっているわけではない。しかも、同じ地域に世界第2位の経済大国が存在するのである。

たしかに、IFRS財団の主要なポストを押さえておけばIFRSに対する発言力や発信力が高く保てることは確かであろう。ただし、IFRSを使用している圧倒的多数の法域はIFRS財団の重要なポストをもっていない。それでもIFRSが高品質の一組のグローバルな財務報告基準であるならば、ポストがあるなしに拘らず、IFRSを受け入れるべきであるし、実際多くの国は受けいれている。そのことは日本にだって可能なはずである。また、ポストを押さえていないからといって、IFRSに対して発言できないわけではない。もちろん、アジア・オセアニアに割り当てられるポストの数を考えれば、日本が0になることはありえない。

それでも、なおポストが欲しくてしょうがないのが日本である。特に、5席しかないモニタリング・ボードやアジア・オセアニア枠4のIASB、アジア・オセアニア枠3の会計基準アドバイザリーフォーラムのポストは是が非でも死守したいポストのようである。だが、そのポストは必ずしも発言力確保のためだけとは考えにくい。常にアジアの中では特別な存在でいたいのが日本だからである。

その点はさておき、ポスト確保のために日本版IFRSをつくるというのであれば、それはいかげなものかといわざるをえない。日本版IFRSをつくるだけでなく、米国基準の容認廃止も延期されるが、そもそも米国基準がなぜ認められるのか根拠はあいまいというべきであるし<sup>32</sup>、IFRSに移行する際には米国基準の適用容認をやめるとというのが、どのような根拠であったのかもはっきりしていない。1市場に国内基準、IFRS、米国基準という3基準が存在することになれば混乱をきたすという理由でしか説明できない。そうであるならば、1市場に国内基準、IFRS、日本版IFRS、米国基準という4基準が存在することなど到底許されるものではない。

また、モニタリング・ボードのポストを失ったからといって、将来の基準設定において不利益を被るわけではない。仮にモニタリング・ボードのポストを得ていない国が将来の基準設定において不利益を被るとするならば、80か国<sup>33</sup>を超えるIFRS採用国のほとんどが不利益を被ることになる。また不利益というのも何が不利益なのか。日本企業にとって好ましくない基準が採用されること、あるいは日本企業にとって好ましくない基準の採用を阻止できないことなのであろうか<sup>34</sup>。

たしかに、IFRS が本当に高品質の基準であるのかを疑問視する人々は大勢いる。筆者もIFRS が本当に優れているのかという点については疑問をもっている。IFRS がよい基準ではないから採用しないというのであれば、それはそれでよしとすべきである。だが、その場合には、米国の動きを見て決めるのではなく、自らの信念のもとに決めなければならない。1市場に4基準を持ち込もうとしている現在の状況では、明確な主張は感じられない。むしろ日本は迷走しているといわなければならないだろう。

## 注

- 1 FASB & IASB, *Memorandum of Understanding*, 2002. [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=IASB%20Document\\_C&pagename=IASB%20Document\\_C](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=IASB%20Document_C&pagename=IASB%20Document_C)
- 2 Institute of Chartered Accounting in England and Wales, *The future of IFRS — Information for Better Markets Initiative*, 2012. <http://www.icaew.com/~media/Files/Technical/Financial-reporting/Information%20for%20better%20markets/future-of-ifrs.pdf>
- 3 日本では、一般にサテライトオフィスとよんでいるが、IFRS 財団は英文では liaison office と表記している。
- 4 島崎憲明「東京サテライトオフィスと日本への期待」『季刊会計基準』第33号(2011年)、11ページ。
- 5 金融庁企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」(2009年6月16日)。
- 6 Securities and Exchange Commission, “SEC Approves Statement on Global Accounting Standards” (<http://sec.gov/news/press/2010/2010-27.htm>), “Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards.” (<http://sec.gov/rules/other/2010/33-9109.pdf>)
- 7 「自見内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要」金融庁ホームページ、<http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.html>、「IFRS 適用に関する検討について」(2011年6月21日金融庁配布資料) <http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.pdf>
- 8 IFRS Foundation Trustees, *Report of the Trustees' Strategy Review 2011: IFRSs as the Global Standards: Setting a Strategy for the Foundation's Second Decade*. <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/TrusteesStrategyReviewFeb2012.pdf>, IFRS Foundation Monitoring Board/IFRS Foundation Press release, *Final Report on the Review of the IFRS Foundation's Governance*, <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/GovernanceReviewFinalReportFeb2012.pdf>
- 9 国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボードによるメンバー要件の評価アプローチの最終化及び議長選出の公表について「IFRS財団モニタリング・ボードプレスリリース(仮訳)」<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130301-1/01.pdf>
- 10 IFRS財団「会計基準アドバイザー・フォーラム設置の提案」2012年11月。[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/ed/20121101\\_1.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/20121101_1.pdf)

- 11 メンバーは 12 の各国基準設定主体や会計基準に関する地域ネットワークから構成され、内訳は、アジア・オセアニア 3、米州 3、欧州 3、アフリカ 1、世界全体枠 2 となっている。
- 12 2013 年 9 月には、15 の新しい法域別のプロフィールが追加された。
- 13 プロフィール・ページの開設に関して、Hoogervorst IASB 議長は、香港で開かれたフォーラムで、基準書の一部に反対する場合であっても、地域的な修正は投資家の疑念を招くだけなので修正が加えられることはほとんどないであろうと述べている。Speech of Hans Hoogervorst, “Are we there yet? : Charting the world’s progress towards global accounting standards,” 5 June 2013. <http://www.ifrs.org/The-organisation/Members-of-the-IASB/IASB-speeches/Documents/2013/Hans-Hoogervorst-speech-June-2013.pdf>
- 14 <http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Documents/IOSCO-IFRS-Foundation-Protocols-2013.pdf>.
- 15 また、同月にロシアのサンクトペテルブルクで行われた G20 国財務大臣・中央銀行総裁会議の首脳宣言においても、会計基準のコンバージェンスに言及がなされ、IASB と FASB との未解決の主要プロジェクトの作業を 2013 年中に完了させることを要請している。日本公認会計士協会ウェブページ、IFRS に関するお知らせ「G20 国財務大臣・中央銀行総裁会議の首脳宣言において、会計基準のコンバージェンスについて言及」
- 16 ただし、ここで、SEC が調整表なしで受け入れるとした IFRS は、IASB が公表した英語版の純粋な IFRS であり、EU で使用されている一部カーブアウトしたいわゆる EU 版 IFRS は対象外である。したがって、大きく門戸を開いたとはいえないかもしれない。
- 17 Securities and Exchange Commission, Proposed Rule: Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U. S. Issuers, 2008. (<http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf>)
- 18 Securities and Exchange Commission, “SEC Approves Statement on Global Accounting Standards” (<http://sec.gov/news/press/2010/2010-27.htm>), “Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards” (<http://sec.gov/rules/other/2010/33-9109.pdf>)
- 19 この最終報告に対しては、IFRS 財団評議員会が IFRS 財団スタッフに、分析を行うように求め、2012 年 10 月 23 日に IFRS 財団評議員会より、IFRS に関する SEC 「最終スタッフ報告書」の分析が公表されている。IFRS Foundation staff, *Report to the Trustees of the IFRS Foundation*, 2012. <http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Global-convergence/Convergence-with-US-GAAP/Documents/Analysis-of-SEC-Final-Staff-Report.pdf>. 和訳『IFRS 財団の評議員会に対する報告書』<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/2012/JaStaffanalysisSEC.pdf>
- 20 Securities and Exchange Commission, “Work Plan for the Consideration of Incorporating: Final Staff Report: Comparison of U. S. GAAP and IFRS,” July 13, 2012 (<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-final-report.pdf>)
- 21 Mary Jo White, “Regulation in a Global Financial System” Speech at Investment Company Institute (ICI) General Membership Meeting. <http://www.sec.gov/News/Speech/Detail/Speech/1365171515952#.UlpnTcGCiUk> なお、当然のことながら、スピーチに先立って、ここでの発言は White 委員長個人の考えにすぎず、SEC の見解とは関係ないことわっている。
- 22 Paul A. Beswick, Remarks Before the 2012 AICPA Conference on Current SEC and PCAOB

- Developments. <http://www.sec.gov/News/Speech/Detail/Speech/1365171491922#.UlkuQMGCiUk>
- 23 Remarks of FASB Chairman Leslie F. Seidman at the AICPA National Conference on SEC and PCAOB Developments. (December 4, 2012) [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176160549247](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176160549247)
- 24 Opening remarks by Hans Hoogervorst, Chairman of the IASB at AICPA Conference on Current SEC and PCAOB Developments, December 4 2012. <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/2012/HH-SEC-AICPA-HansOpeningDec12.pdf>
- 25 Remarks of Russell G. Golden at FASB at 40 Conference. [http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document\\_C&pagename=FASB%2FDocument\\_C%2FDocumentPage&cid=1176163302661](http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176163302661)
- 26 「自見内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要」金融庁ホームページ、<http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.html>、「IFRS 適用に関する検討について」(2011年6月21日金融庁配付資料) <http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.pdf>
- 27 「平成23年6月30日開催 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事録」[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyou/gijiroku/soukai/20110630.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/gijiroku/soukai/20110630.html)
- 28 「IFRS 財団モニタリング・ボードプレスリリース」(仮訳) <http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130301-1.html>。なお、IFRS の使用については次のように示されている。
- (a) 当該国は、IFRS の適用に向けて進むこと、及び、最終的な目標として単一で高品質の国際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進すること、について明確にコミットしている。このコミットは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表について IFRS の適用を強制又は許容し、実際に IFRS が顕著に適用されている状態となっている、もしくは、妥当な期間でそのような状況へ移行することをすでに決定していることにより裏付けられる。
- (b) 適用される IFRS は国際会計基準審議会 (IASB) が開発した IFRS と本質的に同列のもので、起こり得る例外は、一定の基準もしくはそこから生じる一部が経済もしくはその他の状況に関係していない、もしくは当該国の公益に反する可能性がある、という場合に限定される。一定の基準もしくはそこから生じる一部を開発する際のデュープロセス履行上何らかの欠陥があった場合には、例外や一時的な使用中止も許容しうる。
- 29 会社四季報編集部『会社四季報2013年春号ワイド版』東洋経済新報社、2013年。
- 30 企業会計審議会「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2/01.pdf>。なお、「当面の方針」では、エンドースメントのプロセスは ASBJ が担うとしていた。これを受け、ASBJ は2013年7月10日に開催した第268回委員会において、エンドースメントされた IFRS の開発に関するロードマップ「IFRS のエンドースメント手続に関する計画の概要 (案)」を公表した。
- 31 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正 (案)」<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130826-1/01.pdf>
- 32 SEC 基準の容認は1977年に連結財務諸表制度を導入する時点ですでに米国に上場し、連結財務諸表を作成していた企業に対する例外であった。その後米国に上場した企業は日米両基準で連結財務諸表を作成しなければならず、不公平という声が上がっていた。そこで、2003年3月期より、そ

の後に SEC に登録した企業に対しても SEC 基準によることを認めたのである。その時点で、すべての企業に日本基準による連結財務諸表の提出を求めることに変更することも可能であったはずであるが、不公平を是正する＝すべての SEC 登録企業に対して SEC 基準によることを認めるべきという意見しか聞かれなかったように思う。その時に聞こえてきた声の一つは、すでに日本基準よりも優れた SEC 基準で連結財務諸表を作成しているのに今更なぜ劣る日本基準で連結財務諸表を作成しなければならないのかというものであった。

- 33 IFRS の採用国は 120 개국以上といわれることもあるが、金融庁が実施した、IFRS 適用状況に関する調査によれば、IFRS の採用国は 120 개국には及ばないようであるが、少なくとも 80 개국以上は IFRS を採用している。2012 年 4 月 17 日開催、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議、配付資料「各国の IFRS 適用状況調査結果」[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryousoukai/20120417/03.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20120417/03.pdf).
- 34 そもそもグローバルな一組の高品質の基準は、グローバル化によって世界の壁がなくなったことを前提としているはずである。したがって、日本企業にとって好ましくない基準というものがどれだけ存在するのか疑わしい。IFRS を採用すると企業年金の積立不足が表面化し、多くの企業の業績が悪化する懸念があるといわれることもあるが、そのとおりであるとすれば、日本基準が不適切なのだけということになる。